

平成28年 6月24日

事務局 群馬労働局労働基準部賃金室
027-896-4737

第411回群馬地方最低賃金審議会の開催について

標記について、下記のとおり開催します。

なお、傍聴を希望される方は下記5の申込み要領により、申込み締切日までにお申し込みください。

記

- 1 日 時 平成28年7月8日（金）午後2時00分～
- 2 場 所 群馬県公社総合ビル9階 大渡町分庁舎901会議室
前橋市大渡町1丁目10番7号
- 3 議 題 群馬県最低賃金の改正決定（諮問）等について
- 4 傍聴者数 若干名
- 5 申込み方法等
 - (1) 傍聴希望者は、はがき又はFAXにより「第411回群馬地方最低賃金審議会の傍聴を希望する」旨と、住所、氏名、電話番号、FAX 番号及び所属部署・団体名をご記入の上、以下にお申し込みください。
〒 371-8567 群馬労働局労働基準部賃金室
前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8階
FAX 027-896-2111
 - (2) 申込み締切日 平成28年7月6日（水）17時00分 必着
- 6 傍聴に関する留意点
 - (1) 会場の収容人員には限りがありますので、傍聴希望者が多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴していただく方に対しては、後日、電話にて連絡いたします。
 - (2) 当日は審議会開始の10分前までに会場までお越しください。なお、審議会開始後の入室は認められませんので、あらかじめご注意ください。
 - (3) 傍聴者をご本人であることを確認させていただくことがありますので、当日は身分証明書等ご本人であることが確認できる書類をお持ちください。
 - (4) 車いすをお使いになる方は、その旨をお申し込みの際にお書き添えください。また、介助の方がいらっしゃる場合には、その旨とその方のお名前もお書きください。
 - (5) 傍聴される際には、別添の「群馬最低賃金審議会傍聴にあたっての遵守事項」を厳守してください。
なお、当該事項について遵守していただけない場合は、傍聴できませんので、ご注意ください。

群馬地方最低賃金審議会傍聴にあたっての遵守事項

- 1 傍聴整理番号に記載した番号と同じ席に着席し、みだりに席を離れないでください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないでください。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切ってください。
- 4 写真、動画撮影、音声録音等はありません。
- 5 審議の妨げとなるような行為はしないでください。
- 6 審議における発言に対し、賛否を表明する言動や拍手等の行為をしないでください。
- 7 プラカード、旗、旗竿、横断幕、拡声器等、審議を妨げるおそれのあるものは会場へ持ち込まないでください。
- 8 ヘルメット、鉢巻、ゼッケン、腕章等は着用しないでください。
- 9 銃刀類、その他危害を加えるおそれのあるものは持ち込めません。また、酒気を帯びている方、粗暴な振る舞いをする方、審議会の秩序を乱すおそれのある方は、傍聴することはできません。
- 10 その他、審議会会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。
- 11 上記1から10までの各条項に反する行為があった場合、事務局が審議の妨げとなる行為と判断した場合、事務局職員の指示に従わない場合は、会場から退室させることがあります。